

砂川市訓令第19号

令和6年4月1日

砂川市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市事務決裁規程の一部を改正する訓令

砂川市事務決裁規程（平成10年訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第4条関係）個別決裁事案総務部に関する事項を次のように改める。

総務部に関する事項

項目	決裁責任者	
	課長	部長
1 総務課に関する事項		
(1) 公印の管守	管守	
(2) 文書の保管、保存方法の決定、指導及び廃棄処分	○	
(3) 行政資料の収集及び管理	○	
(4) 郵便物の收受発送及び印刷業務並びに庁内広報の発行	○	
(5) 例規集の整理及び編集	○	
(6) 庁舎及び庁舎備品の管理及び会議室の使用許可	○	
(7) 乗用車の公務使用許可及び公用車（共用車）の使用許可	○	
(8) 連絡所の運営に関すること。	○	
(9) 会計年度任用職員の任用及び配置	○	
(10) 時間外勤務手当の予算配当	○	
(11) 共済組合、退職手当組合、福祉協会等に関すること。	○	
(12) 社会保険、雇用保険その他所得税等給与控除	○	
(13) 常勤職員の身分証明書等の発行	○	
(14) 職員の衛生管理に関すること。		○
(15) 職員研修	実施	計画
(16) 事務改善に関すること。	事務改善の調査推進	事務改善の調整
(17) 燃料単価の決定及び契約	契約	単価決定
(18) 普通財産の貸付契約		○
(19) 災害共済保険等の加入及び給付金の請求	○	
(20) 工事監督者及び検定者の指定	○	
(21) 公有財産の総合調整		○
(22) 車両の運行計画		○
(23) 車両の更新及び処分		○
(24) 共用車両の維持管理	○	
2 市長公室課に関する事項		
(1) 広報及び広聴活動の決定		○

(2) 広報すながわの編集及び発行		○
(3) 市民施設見学会の実施		○
(4) 統計調査区の設定及び統計調査の実施	○	
(5) 統計調査結果の公表		○
(6) 協働に関する情報の収集及び提供	○	
(7) 協働のまちづくりに関する施策の調査研究		○
(8) 地域活動団体、NPO法人及びボランティア等の活動支援		○
(9) 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画の作成		○
(10) 砂川地区広域消防組合との連絡調整		○
3 政策調整課に関する事項		
(1) 総合計画の調整をすること。		○
(2) 主要事業の進行管理をすること。		○
(3) 重要施策の調査研究	調査推進	分析立案
(4) 市街地再開発整備事業及び土地区画整理事業の調査立案	○	
(5) 行政資料の収集及び調査	○	
(6) 予算の査定		経常費
(7) 予算の配当の決定		○
(8) 資金計画、資金運用及び一時借入金の決定		○
(9) 財政事情の作成及び公表		○
(10) 基金の管理運営		○
(11) 地方交付税基礎資料の作成及び報告	○	
4 DX推進課に関する事項		
(1) 電子計算組織の管理運用	○	
(2) デジタルトランスフォーメーションに係る情報の収集及び調査研究	調査推進	分析立案
(3) デジタル技術を活用した業務改善に関すること。	調査推進	業務改善の調整

別表第2（第4条関係）個別決裁事案保健福祉部に関する事項を次のように改める。

保健福祉部に関する事項

項目	決裁責任者	
	課長	部長
1 社会福祉課に関する事項		
(1) 社会福祉に係る年間事業計画の策定		○
(2) 戦傷病者、戦没者遺族及び引揚者の援護	○	
(3) 行旅死病人及び浮浪者の救護等		○
(4) 災害援護対策の実施	○	
(5) 生活保護法による保護措置		○

	(6) 身体障害者及び知的障害者福祉援護措置		○
	(7) 民生委員協議会に関する事務	実施	計画
	(8) 社会福祉団体との連絡調整及び指導育成		○
	(9) 献血推進計画及び実施	○	
	(10) 自立支援センターの管理運営	実施	計画
	(11) 関係社会福祉法人の監査及び連絡調整		○
2	子育て支援課に関する事項		
	(1) 児童福祉法による援護措置		○
	(2) 保育所児童の給食その他施設の維持管理	○	
	(3) 児童手当の支給	○	
	(4) 児童扶養手当の支給及び特別児童扶養手当の事務		○
	(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉援護措置		○
	(6) 社会福祉団体との連絡調整及び指導育成		○
	(7) 納入督促、納期変更及び分割納付	○	
3	介護福祉課に関する事項		
	(1) 老人福祉に係る年間事業計画の策定		○
	(2) 老人福祉法による援護措置		○
	(3) 地域包括支援センターの管理運営	実施	計画
	(4) 老人憩いの家の管理運営	○	
	(5) 社会福祉協議会との連絡調整		○
	(6) 老人クラブの指導育成	実施	計画
	(7) 介護保険被保険者資格の得喪の認定及び被保険者証等の交付	○	
	(8) 介護保険事業の運営		○
	(9) 福祉複合施設の運営指導		○
	(10) 関係社会福祉法人の監査及び連絡調整		○
4	ふれあいセンターに関する事項		
	(1) 各種健康診査、予防接種及び保健事業	実施	計画
	(2) 健康教育及び健康相談	実施	計画
	(3) 訪問指導及び機能訓練事業	実施	計画
	(4) 救急夜間診療及び休日診療業務の処理	○	
	(5) 医師会及び歯科医師会との連絡調整		○
	(6) 母子栄養強化食品支給事務及び家族計画の普及指導	○	
	(7) 高齢者のいきがいと健康づくり事業	実施	計画
	(8) ふれあいセンターの管理	○	
5	子ども通園センターに関する事項		
	(1) 子ども通園センターの管理運営	実施	計画
	(2) 施設の使用許可に関すること。		○
	(3) 児童の発達支援、相談及び援助	○	
	(4) 放課後等デイサービス事業	○	

(5) 地域療育推進協議会に関する事務	○	
---------------------	---	--

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。